別表第一（第四十八条第一項第二号ニ関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　規則第五十八条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第十五条の二十二（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

２・３　（略）

別表第四（第五十条の三十一の三十三第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
（略）	（略）	（略）
役員（法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	（略）	一　（略） 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ～ハ　（略） ニ　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
（略）	（略）	（略）

別紙様式第２号（第50条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

１　「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第106条第３項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

２　法第107条第１項に規定する銀行等が特定信用事業代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同項の規定により特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。

３　銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第20条第１項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第106条第１項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行うことができる者にあっては、「特定信用事業代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第20条第１項の規定により法第106条第１項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。

別表第一（第四十八条第一項第二号ニ関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　規則第五十八条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第十五条の十五（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

２・３　（略）

別表第四（第五十条の三十一の三十三第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
（略）	（略）	（略）
役員（法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	（略）	一　（略） 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ～ハ　（略） ニ　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
（略）	（略）	（略）

別紙様式第２号（第50条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

１　「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の２第３項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

２　法第121条の３第１項に規定する銀行等が特定信用事業代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同項の規定により特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。

３　銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第20条第１項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第121条の２第１項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行うことができる者にあっては、「特定信用事業代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第20条第１項の規定により法第121条の２第１項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。